

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社銭高組  
代表者及び住所 大阪府大阪市西区西本町2-2-4  
取締役社長 銭高 久善
2. 指名停止措置期間 : 令和4年6月30日から令和4年8月29日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、株式会社銭高組の元名古屋支店長が、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社銭高組の元支店長が、公契約関係競売等妨害容疑で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員  
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員

### ○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館  
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)